## 第1章　指針策定の趣旨

### 1　業務推進指針策定の背景と趣旨

生活困窮者自立支援制度（以下「本制度」という。）は生活困窮者自立支援法（以下「本法」という。）を根拠として、生活困窮者に対する包括的な相談・支援を実施するものであり、平成 30 年の改正（平成 30 年 10 月1日施行）により、本法第2条で「生活困窮者の尊厳の保持」、「生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」及び「地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）」が基本理念として規定されています。

本法第3条において「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、失業等を背景とする経済的困窮だけでなく、病気や地域社会からの孤立の視点も含め、幅広い方々を支援の対象としています。そうした、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援を行うため、「包括的」かつ「早期に」支援を行うことが基本理念として明示されました。

さらに、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、包括的な支援を行っていくためには、地域における様々な分野の社会資源との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合にはインフォーマルな支援や地域住民の力も含め、関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、地域の実情に応じて最適な支援体制を整備する必要があります。

本市においても、制度発足以来、支援実績を積み重ねるとともに、年度ごとに運営状況を振り返り、各区の取組事例や市全体としての施策展開の方向性を共有してきました。とりわけ、第4期横浜市地域福祉保健計画（2019～2023）の策定を契機に、生活困窮者自立支援方策の推進方向を明確に示し、生活困窮者支援に直接携わる職員のみならず、庁内関係部署や地域の多様な主体と制度の趣旨を共有しながら、地域の実情に応じた効果的な支援体制の構築を目指してきました。

こうした経緯を踏まえ、これまでの支援実施状況から明らかになった課題への対応、本制度の基本理念を明確化した改正法の施行、そして横浜市地域福祉保健計画との一体的な推進を受け、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」（以下「本指針」という。）を平成 31 年3月末に策定しました。

### 2　横浜市における取組の経過

本法に基づく事業等のうち、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）」は福祉事務所設置自治体が必ず実施する必須事業とされています。

このほかに、「就労準備支援事業」、「居住支援事業（シェルター事業・地域居住支援事業）」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」については任意事業として、地域の実情に応じて必要な支援を提供できることとされています。

さらに、社会福祉法人やNPO法人、企業等が自らの事業として就労に向けた訓練の機

会を提供する「就労訓練事業」の適切な実施を確保するための認定制度があります。

本市では、制度の本格実施前のモデル事業時の実施状況を踏まえ、庁内プロジェクト（以下「全庁プロジェクト会議」という。）を立ち上げ議論を重ねた結果、各区役所に相談窓口を設け、必須事業については直営で、任意事業については委託を基本として全ての事業を実施することとしました。本市の豊富な相談支援・就労支援のノウハウを活かした直営での自立相談支援事業を核として、官民協働による制度運営に取り組んでいます。

また、生活保護と生活困窮者自立支援の一体性、継続性を確保するため、平成 27 年4月に課の名称を区・局ともに保護課から生活支援課に変更し、①法の趣旨・制度の普及啓発、②既存のネットワークや支援の仕組みとの連携強化、③庁内外の連携を最大限活用した支援の実践、と段階的に支援を展開してきました。

**＜自立相談支援事業を直営で実施することにより期待される効果＞**

・市民に身近な区役所での相談支援による、相談者のワンストップ性の向上
・生活保護制度等の関連制度との一体的な運用による切れ目のない支援
・本市社会福祉職が蓄積してきた相談支援・就労支援のノウハウの活用
・18 区役所に設置されたジョブスポットの効果的な活用
・税、国民健康保険料の納付相談窓口等との円滑な庁内連携による対象者の早期把握

**＜区生活支援課における支援体制と主な役割＞**

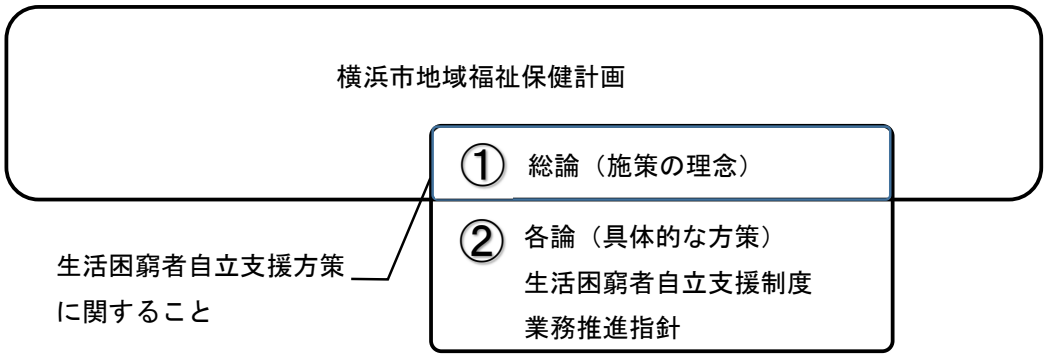
| 職種 | 主な役割 |
|---|---|
| 課長 | ○ 生活保護と生活困窮者の相談、支援の一体的な運用のための庁内外での課内調整、その他庁内外での各種調整 |
| 係長 | ○ 日常業務のスーパーバイズ<br>○ 他課、他機関との連携が円滑に進むよう調整、確認し、地域・関係機関との連携、ネットワーク構築の推進 |
| 主任相談支援員（社会福祉職） | ○ 多様な相談のインテーク、アセスメント<br>○ 自立相談支援員が行う個別支援のコーディネートや助言（アセスメントの協議、面接同席、同行訪問等）<br>○ 統計集計、実績管理<br>○ 庁内外、関係機関との連携、チームで支援を行うためのコーディネート |
| 自立相談支援員（以下支援員） | ○ 本人の自立に向けたアセスメントと個別支援<br>○ 社福、係長等課内や庁内各課、関係機関等とのチームでの個別支援を通した地域への働きかけ<br>※就労支援員を兼務。 |

### 3 横浜市地域福祉保健計画と業務推進指針の関係

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成 26 年3月 27 日社援発 0327 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知)以下「通知」という。)において、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(※)が定められています。

本市においては、第5期横浜市地域福祉保健計画の「3つの目指す姿」の中で、本制度で求められる「支援を必要とする人の早期把握」「見守りのためのネットワーク構築」「“支える・支えられる”ではない“相互に支え合う地域”の構築」などの考え方が盛り込まれています。

一方で、横浜市地域福祉保健計画は本市の地域福祉保健に関する基本理念と方向性を提示し、区地域福祉保健計画の推進を支援するものであることから、本法に基づく個別の取組事項等については、計画の性質上なじまないため、別に本指針において示すこととしました。




| (※)通知により定められた事項 | 業務推進指針における位置づけ | 第5期横浜市地域福祉保健計画における位置づけ |
|---|---|---|
| 1 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 | 第1章 | 2 計画の位置づけ<br>(2)主な福祉保健の分野別計画との関係 |
| 2 生活困窮者の把握等に関する事項 | 第2・5・6章 | 資料編 |
| 3 生活困窮者の自立支援に関する事項 | ― | ― |
| (1) 生活困窮者への各種支援の実施について | 第4章 | 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり<br>(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり |
| (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり | 第5～6章 | |
| 4 その他の留意事項等(人材育成、新たな社会資源の創出等) | 第3～6章 | |

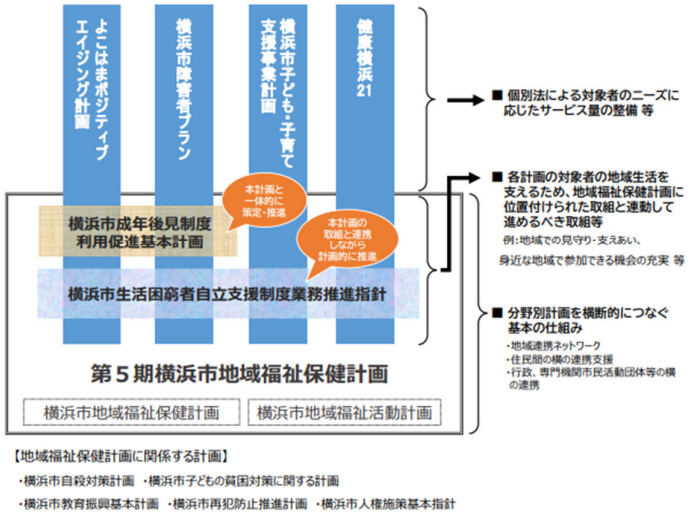
【参考】第5期横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）

住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

第5期市計画では、目指す姿を「認めあい」「つながり」「ともに」の3つのキーワードのもとに整理し、取組を進めていきます。

「認めあい」･･･ お互いに尊重し、 安心して自分らしく 暮らせる地域
「つながり」･･･ 気にかけあい、 支えあい、健やかに 暮らせる地域
「ともに」･･･ 助けが必要な人も、 手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域

<主な福祉保健の分野別計画との関係>




【地域福祉保健計画に関係する計画】
・横浜市自殺対策計画 ・横浜市子どもの貧困対策に関する計画
・横浜市教育振興基本計画 ・横浜市再犯防止推進計画 ・横浜市人権施策基本指針



横浜市地域福祉保健計画
キャラクター ちふくちゃん

## 4 国の動向（地域共生社会の実現に向けた動きについて）

日本では単身世帯の増加や雇用の不安定化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。こうした変化により、家族の支えや安定雇用を前提とした従来の社会保障制度では想定しにくい、個別分野では対応しきれない複合的な生活課題を抱える人や世帯が増えています。

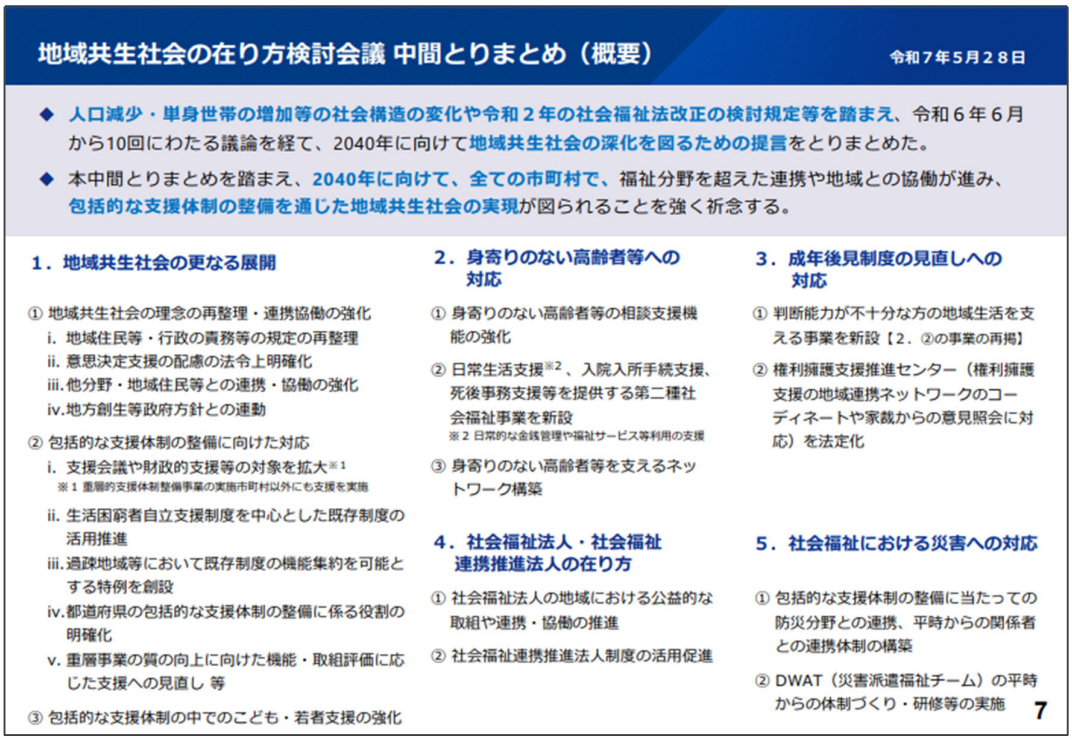
そういったことから、国では、多様化・複合化する生活課題に対応するため、地域共生社会の実現に向けた制度改革を進めています。

令和７年５月に公表された「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめでは、生活困窮者自立支援制度を包括的支援体制の中心的な役割として位置づけ、相談支援の一体的な実施と地域づくり機能の強化を図る方向性が示されています。

中間とりまとめでは、分野ごとに分断された既存制度では複合・複雑化した課題に十分対応できないことが指摘されており、このため、生活困窮者自立支援制度を軸に、介護、障害、子ども、地域づくりなどの関係分野との連携を強化し、断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に推進する包括的支援体制の構築が提唱されています。

これらの国の動向は、生活困窮者自立支援制度が担うべき役割が、従来の個別支援にとどまらず、地域における複合課題の受け皿となる包括相談機能の強化、地域全体の支え合い基盤の形成、多機関連携による伴走支援の中核として発展していることを示しています。

今後、自治体においては、中間とりまとめの方向性を踏まえ、相談支援の強化、参加支援の拡充、地域づくり支援の推進の三つを柱とした体制整備が求められています。



地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和７年５月２８日

◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和２年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和６年６月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。

◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1．地域共生社会の更なる展開

① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
- ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
- iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
- iv. 地方創生等政府方針との連動

② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
- i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
  ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
- ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
- iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
- iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
- v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等

③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2．身寄りのない高齢者等への対応

① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化

② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4．社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進

② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3．成年後見制度の見直しへの対応

① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2．②の事業の再掲】

② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5．社会福祉における災害への対応

① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築

② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

7



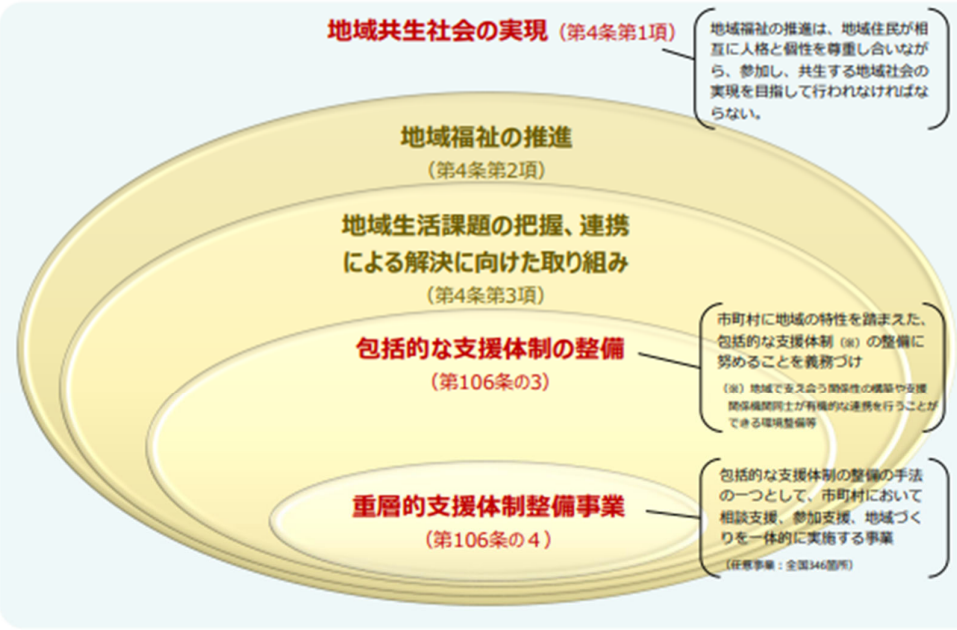
地域共生社会の実現に向けて

| | |
|---|---|
| 現状 | ○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。<br>○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。 |
| 目指すべき社会 | ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会<br>・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会<br>の２つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。 |



29

## 地域共生社会の実現に向けた取組
## （包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）




30

## 包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の３）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
  （※）社会福祉法第106条の３柱書の規定
  市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

**≪イメージ図≫**




**≪現行条文との関係≫**

**○106条の３第１項第３号**

三　生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

**○106条の３第１項第２号後段**

二　地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

**○106条の３第１項第１号・２号前段**

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

（注１）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）　**支援関係機関**：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）
（注２）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

31

（出典：令和7年度　全国厚生労働関係部局長会議資料）

## 5 本指針の構成

本指針の構成は前述の「通知((※)4ページ参照)」に基づき、生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項を参考に構成しています。

第1章から第3章では、本市における本制度の推進に向けた基本的な考え方を示し、第4章から第6章では、基本的な考え方に基づく具体的な取組を中心に、今後の方向性を示しています。

**第1章 指針策定の趣旨**

生活困窮者自立支援方策の位置づけと、国の動向や地域福祉施策との連携に関する事項を記載しています。

**第2章 横浜市における生活困窮者を取り巻く状況**

生活困窮者の把握などに関する資料を掲載しています。

**第3章 生活困窮者自立支援制度が目指す目標の実現に向けた視点**

本制度が目指す目標と、目標実現に向けた視点、取組を進めるうえでの考え方及び横浜市地域福祉保健計画との関連性について記載しています。

**第4章 包括的な相談支援の充実**

本制度に基づく各種事業の概要や事業実施における基本的な考え方を記載しています。

**第5章 支援のためのチームづくり**

関係機関や他制度、多様な主体による支援との連携に関する取組について説明します。

**第6章 お互いに支え合える地域づくり**

生活困窮者支援を通じた地域づくりに向けた基本的な考え方と具体的な取組を説明します。